主文

本件控訴を棄却する。

控訴人の当審で追加した訴えの部分を却下する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

0 事実

第一 当事者の求めた裁判

控訴の趣旨

原判決を取消す。

被控訴人が、控訴人に対し、昭和六一年二月一三日付でした備後圏都市計 画事業三原駅前第一種市街地再開発事業の権利変換計画において控訴人が取得した 建築施設の部分の価額を三二二四万七三八二円と確定する旨の処分を取り消す。 被控訴人が、控訴人に対し、昭和六一年二月一三日付でした備後圏都市計 画事業三原駅前第一種市街地再開発事業の権利変換計画において控訴人が取得した 建築施設の部分の価額を三二二四万七三八二円と確定する旨の通知処分を取り消 す。(当審において請求追加)

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文一、三項と同旨

控訴人が当審で追加した請求を棄却する。

当事者の主張

控訴人の主張として次のとおり加えるほかは、原判決の事実摘示欄(原判決二枚目

表六行目から一五枚目表一〇行目まで)と同一であるから、これを引用する。 「被控訴人のなした本件処分が違法であることは、次の各点からも明らかである。 1 控訴人が取得したとされる本件権利変換計画における建築施設の部分の概算額 算定の根拠が明らかでない。被控訴人は、権利変換計画の段階における概算額より 現実に控訴人が取得した価額が高額であるのに、被控訴人においてその差額を請求 しないのだから控訴人に不利益はない旨主張するが、そもそも概算額算定の根拠が 明らかでなくその権利の価額自体が不明確なことが問題である。

2 当初権利変換処分として通知された施設建築物は、その後の権利計画変更によって現実に完成したとされる施設建築物との間に大きな差異が生じている。その結果、控訴人が取得すべき権利も、当初権利変換処分の通知に記載されていた状況と 現実に完成したとされる施設建築物の実態によってその状況が異なることとなっ た。したがって、当初の権利変換処分の権利の状況を前提にし、現実に完成した施 設建築物の価額を反映せず価額を確定した本件処分は違法である。

本件建物は構造上または利用上明確に他の部分と識別できる状態にはないので あるから、区分所有建物であることを前提になされた本件処分は違法である。

証拠(省略)

0 理由

控訴人は、当審において新たに本件処分の「通知処分」の取消を求める訴えを 提起したが、この通知自体は控訴人の法律上の地位に何らの法律的変動をもたらす ものではないのであるから、行政事件訴訟法三条二項にいう抗告訴訟の対象となる 「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」とはいえないと解するのが相当 である。

そうすると、当審において新たに追加された訴えの部分は、法律の求める要件を満 たしておらず、不適法な訴えというべきであり、却下を免れない。

当裁判所は、控訴人の本訴請求(当審において追加された部分を除く。)は理 由がないから、これを棄却すべきものと判断するが、その理由は、次のとおり付加 するほかは原判決の理由欄(原判決一六枚目表二行目から二六枚目裏六行目まで) と同一であるから、これを引用する。

控訴人は、本件権利変換計画における建築施設の部分の概算額算定の根拠が明 らかでないうえ、当初権利変換処分として通知された施設建築物と、その後の権利 計画変更によって現実に完成したとされる施設建築物との間に大きな差異が生じて いるのに、本件処分は、当初の権利変換処分の権利の状況を前提にし、現実に完成 した施設建築物の価額を反映せず価額を確定したものであるから違法である旨主張 する。

しかしながら、都市再開発法に規定されているように、概算額等が定められた権利 変換計画が認可され、権利変換期日が到来した後に、土地の明渡しや建築工事その 他の工事が着手されるのであるから、現実の工事がなされる以前の段階における概算額で厳密な評価をすることはそもそも不可能であり、必然的に見込額とならざるを得ないのであって、そのため工事完了後に価額の確定処分が行われるのである。したがって、概算額決定の時点で厳密な評価を行うことが出来ないのは法の規定上当然のことであって、控訴人のこの点に関する主張は理由がない。

そして、乙第一一号証及び弁論の全趣旨によれば、概算額の決定についても違法な 点があるとは認められない。

次に、原審証人Aの証言及び弁論の全趣旨ならびにこれにより真正に成立したものと認められる乙第一五ないし第二五号証、第二六号証の一・二、第二十号証の一ないし第二五号証、第二六号証の一・二、第三十号証の一ないし第二五号証の一ないし三〇、第三十号証の一ないし三〇号証の一ないし三〇、第三十号証の一ないし三〇十分によれば、本件処分はなるとも当初の権利の状況を前提になったはないではないではないではないではないではないではないではないではないでは、本件のではないではないでは、本体のの段階における権利の状況を前提になれたのではないでは、大く、記述の権利のの段階における権利のとおり、現実に完成した施設をもしたが設めまれた。とは、であるとは認められたのであり、現実に完成した施設建築物についるというであるとはでであるとはであるとはであるとは認められない。

認定を覆すに足る証拠はない。そうすると、本件建物が区分建物でないことを前提とする控訴人の主張は失当といえる。 三 よって、控訴人の本訴各請求のうち当審で追加された訴えを却下し、その余の請求部分についてはこれを棄却した原判決は相当であって本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、控訴費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 荒井眞治 古川行男 岡原 剛)